

令和8年度山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、山形県外の保育士養成施設に在学する保育士を目指す学生に対して、山形県内の保育所等におけるインターン等に参加するにあたり必要となる旅費を助成することにより、卒業後に山形県内で保育士として就職することを促し、県内保育士の確保を図り、保育を必要とする家庭が安心して子どもを預けられる環境を整備するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内でインターン等に参加した学生に対し補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (2) 保育所等 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - イ 児童福祉法に規定する児童福祉施設、児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、放課後等デイサービス事業所、地域型保育事業所、病児保育事業所、放課後児童健全育成事業実施施設、一時預かり事業実施施設及び認可外保育施設
 - ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定による幼稚園型認定こども園
 - ハ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定によるへき地保育所及び企業主導型保育事業実施施設
- (3) インターン等 県内保育所等における保育実習、就業体験、ボランティア又は就職活動を行うことをいう。
- (4) 保育実習 保育士資格の取得に必要な実習等を行うことをいう。
- (5) ボランティア 有償・無償を問わず、自発的な意思に基づき園務に貢献する活動を行うことをいう。
- (6) 就職活動 採用試験及び面接、就職相談会等に参加することをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。

- (1) 北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県の保育士養成施設に在学する学生であり、山形県内から保育士養成施設に通学していない者であること。
- (2) 県内保育所等におけるインターン等のために、令和8年4月1日から令和9年3月10日までの間に、公共交通機関を往復利用した者であること。
- (3) 申請日時点で、期間の定めのない雇用契約を締結している労働者でないこと。
- (4) 当年度中に既に本補助金の交付決定を受けている者でないこと。

- (5) インターン等に要した費用について、本補助金以外の補助金や助成金等の交付を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第2の左欄に掲げる交通機関を利用した日に応じ、同表の右欄に掲げる日までに、山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 山形県保育インターン等旅費支援事業費補助金事業実績書（様式第1号）
 - (2) 保育士養成施設に在学していることがわかる書類（学生証の写し、在学証明書等）
 - (3) 口座情報が確認できる書類（申請者名義の通帳の見開き部分の写し等）
- 2 前項の補助金交付申請書は、規則第14条の規定による補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 申請者が第3条に該当しない場合
 - (2) 申請者が補助金を本事業の用途以外に使用した場合
- 2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年5月27日から施行する。

別表第 1

保育士養成施設の所在地	実習先保育所等の所在地			
	村山地区 (山形市、寒河江市、 上山市、村山市、天童 市、東根市、尾花沢 市、山辺町、中山町、 河北町、西川町、朝日 町、大江町、大石田 町)	最上地区 (新庄市、金山町、 最上町、舟形町、真 室川町、大蔵村、鮭 川村、戸沢村)	置賜地区 (米沢市、長井市、 南陽市、高畠町、川 西町、小国町、白鷹 町、飯豊町)	庄内地区 (鶴岡市、酒田市、 三川町、庄内町、遊 佐町)
北海道	23,200円	23,600円	23,800円	22,300円
青森県	12,300円	12,200円	12,900円	10,300円
岩手県	7,800円	7,500円	8,600円	8,900円
秋田県	3,900円	2,800円	6,700円	4,700円
宮城県	1,200円	2,100円	2,100円	3,600円
福島県	3,300円	4,900円	2,100円	6,400円
茨城県	8,300円	9,200円	6,800円	10,500円
栃木県	8,900円	10,500円	7,800円	11,800円
群馬県	12,500円	13,700円	11,400円	13,000円
埼玉県	11,100円	12,600円	10,200円	15,000円
千葉県	12,300円	13,900円	11,300円	16,100円
東京都	11,900円	13,500円	10,900円	15,600円
神奈川県	12,300円	13,700円	11,300円	16,100円
新潟県	3,200円	6,100円	2,800円	5,100円

別表第 2

交通機関利用年月日	申請期限
令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで	令和 8 年 8 月 25 日 (火)
令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで	令和 8 年 11 月 25 日 (水)
令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで	令和 9 年 2 月 18 日 (木)
令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 10 日まで	令和 9 年 3 月 23 日 (火)